

別記様式第9号(第10条関係)

その1

第 号

禁止命令等有効期間延長処分書

年 月 日

殿

印

有効期間の延長の処分を受ける者	住 所 等	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

上記の者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定により、下記のとおり禁止命令等(年 月 日付け 号)の有効期間の延長の処分をする。

有効期間の延長の処分をする命令の内容	法第5条第1項第1号に掲げる事項	
	法第5条第1項第2号に掲げる事項	
延長後の命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

その2

有効期間の延長
の処分をする理
由

記載要領

- 1 「住所等」欄には、住所(住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは居所)を記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すると。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

また、処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、を被告として(訴訟においてを代表する者は公安委員会となります。)提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。